

否定できない。社会経済生産性本部の福祉政策委員会と、労働委託の三菱総研の企業福祉に関する計量的分析結果では、資本規模が大きく、生産性が高く、賃金が高く、労働組合があり、いろいろな形での経営参加が行われている会社では企業内法定外福祉も発達していることを示している。企業内福祉は結果なのか、それとも原因の一つになっているのか判定が困難であるが、企業内福祉が日本の参加型協力型の労使関係を形成し、ひいては日本的経営の生産性を支える要因の一つであれば、日本的企業内福祉のうち存続すべきもの

もあるということになる。いずれにしても公的福祉対企業内福祉、市場的効率性対人間的要因に依存するX効率、効率性対公正性。こうした対立的要因をうまく組み合わせることが、企業内福祉と社会保障の最適な組み合わせをするための課題である。本書は、そうした組み合わせの必要性とその最適な組み合わせの政策の方向を考えさせる上で、示唆に富む有益な研究であるといえよう。

(まるお・なおみ 慶応義塾大学教授)

古郡鞆子著

『非正規労働の経済分析』

(東洋経済新報社, 1997年)

篠塚英子

本書はタイトルが示すように、現下で進行している正規労働以外の雇用形態に着目した労働経済学者による実証分析である。時宜にかなったテーマといえよう。正確に調べたわけではないが、「非正規労働」をタイトルに掲げた書物としては、日本で初めてのものかもしれない。以下、評者の感想を記す。

I 本書の構成

本書は、「市場(社会)」「職場」「家庭」と3つの局面に分けた3部構成からなる。第I部は「雇用と市場」として5つの章をもつ(1章 非正規労働の労働市場, 2章 非正規労働とサービス経済, 3章 女性の就業構造, 4章 若年の就業構造, 5章 失業構造の変化)。続く第II部は「社会と職場」で5つの章からなる(6章 賃金と賃金構造, 7章 労働時間, 8章 組織化と法, 9章 税と税制, 10章 社会保障)。最後の第III部は「家計と労働」で、主として女性に焦点を当てた5つの章からなっている(11章 生活時間, 12章 家庭と家族, 13章 ライフサイクルと就業, 14章 家計のサービス需要, 15章 生活と余暇)。

全体で15章からなる本書は一般の読者を前提として書かれているようである。数式や経済学の専門知識の持ち合わせがなくとも十分理解できるように工夫が

なされている。著者自身の専門的な研究成果は時により、各章末ごとに補論として充実させている。

全体を通して読んだ私の感想は、補論として扱っている部分を本論に組み込み、本格的な専門書として厚みをもたせても十分一般書としての価値を保てたのではないかと思う。また3部構成にしたことは、非正規労働の抱える問題を、幅広く全体的にわからせるという利点をもつものの、他方、最大の問題点がどこにあるのかという焦点を薄めてしまったのではないかという危惧がなきにしもあらずで、評価の分かれるところである。以下、もう少し踏み込んで見ていこう。

II 非正規労働の定義

最初に本書における「非正規労働」の定義について見よう。著者はこの点にはあまり拘泥しない。サラリと正規労働の以外の者として、深入りを避けている。「非正規労働とは正規労働者以外の者で、雇用契約期間に定めがあったり、労働時間が正規労働に比べ概して短い就業形態をとるものである。パートタイマー、契約社員、派遣社員などがこれにあたる」(1頁)。「非正規性ゆえに、また、分類の難しさも手伝って非正規性労働者全体を測った公式統計はない」(3頁)。このことがこのテーマの分析を一層困難にすると同時に、

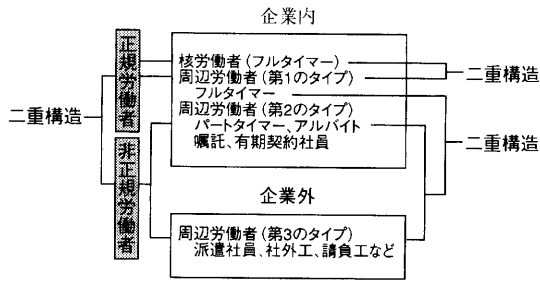


図1 労働市場の多重構造

他方、議論を招くところでもある。だからこそ、本書の冒頭で定義の問題はサラリと解説する程度に止めたのであろう。

私の一番の不満は、この定義を扱っている冒頭の第1章の部分が物足りないということに尽きる。このテーマこそもっとも紙数を増やして書き込んでほしかった。だが、こう書いたからといって、本書でその部分が欠落しているというわけではない。注を読めば、アメリカでも定義が定まっていないことや、日本における二重労働市場論などについても丁寧に解説はされている。しかし私が期待するのは、「非正規労働」論が過去においてどう論じられてきたのか、この研究と本書が本質的にどこが違うのか、歴史的な議論にたいして筆者がどのように評価をした上で新たに本書に取り組んだのか、などである。これら基本的な研究者の姿勢は、注で触れるべきことではなく本論で展開すべきことのように思われる。こうした指摘も、前述した、本書のねらいが一般書か専門書かという出版上の性格とも関係しているであろう。

さて本題に入ろう。前述のように定義された非正規労働の範囲を、本書では2つのタイプに分けて図示している(図1)。企業内にいる周辺労働である第2のタイプ(パート、アルバイト、嘱託、有期契約社員)と、企業外にいる第3のタイプ(派遣労働、社外工、請負工など)の2つである。私が図1に即して、非正規労働の実数と労働力人口に占める割合を1990年と1996年について作り直して掲げたのが、表1である。統計で把握できるものに限っても、現在、非正規労働比率は男女計で17%、女性になると30%にもなる(3人に1人)。筆者が非正規労働とは女性の問題であるとして、I、II部で集中的に取り上げている背景がここにある。

この図1の説明はもっと深く分析や考察を重ねる必

表1 日本の非正規労働者と非正規労働比率

(万人, %)

	1990年		1996年	
	男女計	女	男女計	女
パート	501	475	631	597
アルバイト	202	102	304	151
嘱託・その他	169	61	204	85
小計 (A)	872	638	1139	833
労働力人口 (B)	6180	2482	6635	2810
A/B (%)	14.1	25.7	17.2	29.6

出所)「労働力特別調査」平成2年, 9年, 各年2月。

注) 労働力人口は各年2月の就業者と完全失業者の和。

要があると思われる。というのは古郡氏は図1を掲げて、正規労働と非正規労働の関係は、労働市場における二重構造であると把握した。労働市場を第1次労働市場と第2次労働市場に分ける二重構造の分析方法はアメリカではDoeringer and Piore (1971)、日本では氏原・高梨(1971)などでつとに知られている。これらの二重労働市場論と、現在の正規労働と非正規労働の関係を二重労働市場論で説明するのは一体どこが違うであろう。古郡氏は、旧来の二重構造論では、労働条件などが優れている第1次労働市場から、不安定な第2次労働市場へ、「自ら進んで雇われることを選択する者がいるとは考えられなかった」ことに注目する。それに対して、現在の非正規労働では「解雇されたものや自由に働きたい者など働く理由がさまざまな労働者群が存在する」(9頁)のが特色である。この説明によると、現在の非正規労働では、(1)自発的に第2次労働市場を選択するものがあるが、(2)第1次労働市場に参入する自由は非常に少ない、ということになる。つまり、依然として第2次労働市場から第1次労働市場への上流流入への自由は閉ざされており、参入が一方向であるという意味で、旧来の二重構造論から抜け出していない。しかも自ら進んで第2次労働市場を選択するという人々の存在を説明しきれていない。古郡氏が二重構造論をもちいて今日の非正規労働を論じようとしているのであれば、この点をもっと整理して展開する必要があるように思われる。

視点を変えてアメリカを例に見よう。ニュー・エコノミー論で沸くアメリカでも、この非正規労働はcontingent workerとして関心を集めている。Polivka (1996)は、非正規労働の定義を「継続した雇用契約のない労働者」としたうえで、1995年のCPS Sup-

plement Data を用いて3つの非正規労働の推計値を作成した。推計1は、1年未満の就労による賃金労働者(自己都合を含まず)、推計2は、推計1に1年未満の自営業と派遣雇用労働者を加算したもの、推計3は推計2のうち、派遣雇用労働の1年未満の条件を外したものである。こうした結果、たしかに非正規労働は“良質でない”職業で多くが占められるが、この中に1割は教師という良質の専門的職業も含んでいることを明らかにした。こうした分析により、旧来の二重構造論とは一線を画する新たな現象が発生していることを示してくれる。すなわちこれまでは、非正規労働という働き方が可能になったから就業できたという、自発的な供給側の側面が軽視されがちであった。すべての労働者が悪質な労働条件を一方的に押し付けられるという面が強調され過ぎていた。こうした多様な就業の実態がバランスよく実証的に把握された上で、どのグループに深刻な雇用不安があるのかを明らかにし、その上で労働政策上の視点が必要になってくる。

III 労働政策の原点

日本ではこれまで正規労働以外の研究が皆無であったかといえばそれは間違いである。古くから、ドイツ社会政策の影響を強く受けていた日本の研究者たちは、明治も後半に入ると、社会政策研究の小サークルを1896(明治29)年に結成させ、翌年には「社会政策学会」を誕生させている。当時、まだ経済の後進国であったドイツ、日本では激しい社会問題が続出し、それに対処すべく、社会政策の理論と、その実践、施策が求められた。その根底には人々の労働と生活にかかわる諸問題を解決するという社会的良心があり、それに基づいた幅広い領域を研究対象としていた。こうした幅広く労働と生活にかかわる諸問題と取り組んでいた社会政策が大きな飛躍を遂げるのは、1930年代以降の大河内一男の社会政策論によってである。大河内によれば、「わが国でそれまでみられた社会政策論は「道義論」もしくは「政治論」と呼ぶべきものであって、それでは社会政策論の本質究明にはなっていない。必要なのは、社会政策の「経済理論」を打ち立てることにある」(玉井・大森 1997: p.5)。

こうした立場にたって戦前の経済論争は構造派・労働派に分かれた激しい論争が展開された。大河内は構造派に近く、日本資本主義の非近代性に着目し、賃金労働の近代化を妨げている要因を分析することの重要

性を説いた。その結果、当初、社会政策が抱えていた生活政策研究の方は研究対象外になり、労働政策が前面に押し出された。そこでは臨時・日雇い・下請け・出稼ぎの問題、職工と職員の身分の問題など、正社員との遅れや歪みなどの労働政策が重要な研究の対象となった。これこそ正に非正規労働の問題である。しかし戦後になると経済学では新古典派経済学が勢力をもち、アメリカの圧倒的な経済的反映を背景に学問領域も新たな展開を迎えた。アメリカを主流にして台頭した応用経済学である労働経済学がそれである。計量経済学の助けと、コンピュータの進歩のお蔭もあり社会政策とは袂を別った労働経済学は、新たな労働政策への精力的な実証研究が蓄積され現在に至っている。

こうした流れから読み取れるのは、本書のテーマである非正規労働は古くて新しい今日的な課題であるということだ。そのことは現下で進行しつつある労働法変革が如実に示している。

IV 労基法改正の意味

時まさに、1998年2月12日に閣議決定がされた後、2月国会に労働基準法(労基法と略す)の改正法案が提出された。労基法が施行されたのは1947年であるから戦後50年を迎える大改定である。その背景は何か。戦後50年続いた日本の雇用慣行が大きく変容した結果、この期間を支えていた労基法も変わらざるを得なくなった。その背景に非正規労働が全面に躍り出たこともあげられる。裁量労働制の拡大、変形労働時間の要件緩和、短時間契約の期間延長などの法律改正に関しては労働側の賛成は得られていない。そこで国会成立の可能性も未知数である(98年2月28日時点)。中央労働基準審議会会長として改正法案をまとめた花見忠は、改正案は労働者保護を悪化させるものだという反対論者に対して次のように反論する。「……改正案は労働者保護のための現行基準を緩めるものだという批判が目立っている。その多くは、雇用不安定職場の労働者はすべて低賃金、長時間労働で無理やり働かされているという非現実的前提にたった素朴な正義感に基づいて、自主的、自律的、創造的で、かつ多様な労働のあり方に対応する制度を受け入れることに拒否反応を示している」(日本経済新聞 1998年2月24日付朝刊、経済教室)。

たしかに、これまでの画一的、定型的な働き方によって、多様で弾力的な働き方が出現している。それ

なのに、研究や分析が後手になっているため人々の理解も得難い。その結果、新たな制度や法律改正の受け入れを拒否している労働者や研究者も少なくないであろう。現実の労働実態は統計や法律よりはるかに先行している。新たな働き方への保護政策は一刻の猶予もない。それなのに労働法改正は行き悩んでいる。こうした視点で本書を眺めると非正規労働の経済分析に初挑戦した意義がいかに大きいかが納得されよう。分析に耐え得る統計データが整備され、新たな研究の展開が再び古郡氏の手になることを期待して止まない。

文 献

- 玉井金吾・大森真紀編(1997)『社会政策を学ぶ人のために』, 世界思想社。
氏原正治郎・高梨昌(1971)『日本労働市場分析』, 東京大学出版会。
Polivka, A. E. (1996) "A Profile of Contingent Workers," *Monthly Labor Review*, Oct.
Doeringer, P. and Piore, M. (1997), *Internal Labor Market Manpower Analysis*, Lexington Mass., D. C. Heath.
(しのつか・えいこ 日本銀行政策委員会審議委員)